

Title	文簡本『京本増補校正全像忠義水滸志伝評林』と『石渠閣補刻本』の版本関係
Sub Title	The relationship between the editions of "Jing ben zeng bu jiao zheng quan xiang zhong yi shui hu zhi zhuan ping lin" and "shi qu ge bu ke ben"
Author	鈴木, 万里奈(Suzuki, Marina)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	2024
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.127, (2024. 12) ,p.43 (188)- 63 (168)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-01270001-0043

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

文簡本『京本増補校正全像忠義水滸志伝評林』と 『石渠閣補刻本』の版本関係

鈴木 万里奈

一 はじめに

『水滸伝』の版本には、描写が詳細で知識階級が読んだとされる文繁本と、描写が簡略で比較的教養水準の低い人々が読んだとされる文簡本がある。従来、文簡本の『水滸伝』は小説として文章に味わいがなく、価値のないものとされてきた。例えば、胡心麟（一五五——一六〇二）は『少室山房筆叢』にて「余二十年前所見《水滸傳》本尚極足尋味、十數載來爲閩中坊賈刊落、止錄事實、中間遊詞餘韻、神情奇寓處一概刪之、遂幾不堪覆瓿」と述べており、これについて傅隆基氏は「尚極足尋味」とされる「余二十年前所見《水滸傳》本」とは文繁本のことを指しており、「爲閩中坊賈刊落」とされる水滸伝本とは評林本をはじめとする文簡本のことであろうと指摘する²。このように文簡本はその存在を軽視されてきた経緯があるが、庶民への『水滸伝』普及という観点からみれば、文簡本の影響力は強く、『水滸伝』の受容を理解する上で文簡本を読み解くことは重要であろう。本稿では文簡本『水滸伝』において現存する最古の完本である『京本増補校正全像忠義水滸志伝評林』と、二〇一九年にデジタルアーカイブで公開された文繁本『石渠閣補刻本』の本文の類似性を見ることから、両者の関

係性を明らかにすることを目的とする。

使用する版本は次の通りである。

〔文簡本〕

『京本増補校正全像忠義水滸志伝評林』（以下、評林本）

通称「評林本」または出版書肆の関係から「余象斗本」、「双峰堂本」とも呼ばれる。文簡本の完全なテキストの中で現存最古である³。

刊行年代は、巻末に「萬曆甲午季秋月書／＼雙峰堂余文台梓」という版記があることから、万曆三十二年（一五九四年）であると考えられる⁴。二十五卷。回数表記は途中から表記されなくなる。小松謙氏は「回数表示は卷七卷頭の第三十回まで以下は消滅する」と述べる⁵。しかし、影印本『京本増補校正全像忠義水滸志伝評林』（天一出版社、一九八五年）を見た限りでは、第三一回以降も回数表記が為されているように見える。この点について鄧雷氏は、第三一回以降の回数表記は所蔵者の手によって付されたものであると考えられることを指摘する⁷。「挿増本」、「英雄譜本」、「劉興我本」と近い本文を持つことが指摘される。影印本は『京本増補校正全像忠義水滸志伝評林』（天一出版社、一九八五年）を使用する。

〔文繁本〕

『忠義水滸伝』（以下、石渠閣補刻本）

通称「石渠閣補刻本」または「天都外臣序本」。百卷百回。刊行時期は諸説あるが、容与堂本よりも古い内容を残すと考えられる¹¹。本稿で使用する平田氏蔵本は第二回までが欠けているため、第三回から第百回までを研究対象として取り扱っている¹²。影印本は京都大学デジタルアーカイブ (<https://mda.kulib.kyoto-u.ac.jp/item/tb00029669?c=0&m=0&s=0&cv=0&ri=0&xywh=3395%2C0%2C13269%2C4319>)、最終閲覧日 二〇二四年九月一日）を使用する¹³。

『李卓吾先生批評忠義水滸伝』（以下、容与堂本）

通称「容与堂本」。万曆三八年（一六一〇年）の刊行と推定される。百卷百回。従来、現存する完全なテキストの中で最も古いものとして扱われてきたが、石渠閣補刻本の方が古い本文を残す可能性がある。¹⁴ 容与堂本の版本には内閣本、天理本、中国国家図書館本があるが、本稿は中国国家図書館本を使用する。影印本は『明容与堂刻水滸伝』（上海人民出版社、一九七五年）を使用する。¹⁵

二 先行研究

評林本をはじめとする文簡本は、文繁本の文章を削除して作られたとする説が現在一般的な考え方である。¹⁶ 但し、評林本そのものがなんらかの文繁本を直接見てつくられたオリジナルの文簡本ということではなく、評林本以前に出版された文簡本の本文を踏襲しているであろうと考えられる。その根拠として評林本は「英雄譜本」、「劉興我本」といったその他の文簡本と比較的近い本文を持つことが先行研究で既に論じられており、ここから文簡本は互いに少なからず繋がりを持つことがわかる。¹⁷

また、評林本の序文を見ると上層と下層の二層に分かれた形式をとっており、その上層側に記される「水滸弁」¹⁸からも、評林本以前に文簡本の『水滸伝』が出版されていた様子が見受けられる。この「水滸弁」について涂秀虹氏は、「今雙峰堂余子改正増評」という一文や、評林本の題目が『京本増補校正全像忠義水滸志伝評林』で「増補」の文字が含まれることから、評林本が既に元々ある何らかの文簡本を基にしつつ、改編してつくられたものであることを述べる。¹⁹ また、「水滸弁」では「三槐堂」という書肆に触れ、そこで出版された『水滸伝』の詩詞の少なさから評林本出版の意義を示しており、三槐堂の『水滸伝』を少なからず意識していることがわかる。但し、井上進氏によると、余象斗は他の書肆を批判するという特徴を持っており、²⁰ ここから考えるに、余象斗は双峰堂にて刊行物を出版するたびに、その刊行物の内容に拘わらずとりあえ

ず他書肆を批判する方法をとっていた可能性も考えられる。その為、「水滸弁」で三槐堂について触れているからといって評林本が三槐堂の本文を直接踏襲しているとは限らないだろう。²¹以上より、本稿では評林本と文繁本との関係性について論じるが、評林本そのものが、それ以前に出版された文簡本からいくつかの段階を経て出版された可能性が高く、本稿における検証が評林本と文繁本の直接的な繋がりを明らかにするものではないという点を念頭に置く必要がある。

評林本の関係、つまり文簡本同士の関係については右の通りであるが、文簡本と文繁本の関係についてはどうであったか。両者の比較に関わる先行研究では、従来、容与堂本が文繁本側のテキストとして主に使用されてきた。²²容与堂本の刊行は一六一〇年と推定されており、年代で見た場合に評林本が刊行された一五九四年より後に刊行されたテキストである。ここから、文繁本が先にあり、その後に文簡本が成立したという順序を考えれば比較材料として適していないようにも思われる。しかし、それでも比較材料として扱われてきた理由は、容与堂本が現存する完全な文繁本テキストの中では最も古いものであったうえに、²⁴嘉靖年間のテキスト、つまり評林本以前に刊行されたテキストと容与堂本を比べた時に、大きな差異はないとされてきたからである。²⁵

ところが、二〇一八年に中国国家図書館ホームページ「中華古籍資源庫」と、二〇一九年に京都大学デジタルアーカイブにおいて、二つの石渠閣補刻本がインターネット上で閲覧できるようになり、テキストの内容を詳細に検証することが容易になった。

石渠閣補刻本は百卷百回の文繁本であり、現在確認されているのは中国国家図書館蔵本と平田氏蔵本（京都大学で撮影を行い、京都大学のデジタルアーカイブで公開されたもの）²⁶の二つである。両者は同版であり、刊行年代については、平田氏蔵本は序文が付されていたであろう第一冊が欠けている為、明確な年代を知る手がかりが無い。一方の中国国家図書館蔵本は第一冊が残っており、序文も確認できる。その序文の末尾に日付を記した一文があるが、左半分が切り取られており、正確に読み取ることができない。呉曉鈴氏は、この一文について「萬曆己丑孟冬天都外臣撰」と書かれていると推測しており、その場合一五八九年の刊行となる。²⁸しかし、切り取られた文字を正確に読み取ることが難しく、己丑ではなく乙丑、或いはその他の年代を記している可能性があること、また、そもそもこの序文自体が清代に後からつけられたものではないか

とする説もあり、現時点ではこの序文から具体的な年代を断定することはできていない。小松謙氏は石渠閣補刻本の本文から刊行年代を検証したところ、石渠閣補刻本は補刻された版本ではあるが、原本に忠実な補刻を行っており、容与堂本よりも古い本文を残していると指摘している。³⁰³¹

以上より、石渠閣補刻本が登場する以前は、評林本と比較する際の際の文繁本テキストといえは容与堂本であったが、石渠閣補刻本も補刻が多い版本とはいえ完本であり、さらには容与堂本よりも刊行年代が古い可能性が見られている。本稿で評林本が石渠閣補刻本と容与堂本のいずれに近い関係を持つかをより詳細に見る意義があるといえよう。

三 石渠閣補刻本・容与堂本・評林本の本文比較

本項では石渠閣補刻本と容与堂本の間に見られる異同を見て、評林本がどちらと一致するかを調査することで、評林本と文繁本の関係性を検討する。

例えば、第三回の文章において、次の異同が見られる。（以下、「石*」と表記する箇所は石渠閣補刻本における補刻葉を示す。また、回数表記は容与堂本、石渠閣補刻本の回数を基準とする。）

第三回

石*	俺且和你上街去吃盃酒
容	你且和我上街去吃盃酒
評	俺且和你上街去吃盃酒

ここで、石渠閣補刻本で「俺且和你」とする文字が容与堂本では「你且和我」となっている。これに伴い評林本がいずれに該当するのを見ると、「俺且和你」であり、石渠閣補刻本と評林本が一致する。以上のような調査を続け、まず単純な

割合として、評林本が石渠閣補刻本と容与堂本のいずれの版本と一致度が高いかを見る。尚、本稿ではより原刻に近いと論じられていることから平田氏蔵の石渠閣補刻本を使用するが、平田氏蔵の石渠閣補刻本は前半二回分が欠けている為、第三回から第百回の範囲で比較を行う。

版本の年代や関係性を見る方法として「来」と「來」の違いや、「画」と「畫」の違いといったような異体字から考察することもある。しかし、評林本は漢字の画数を少なくすることで文字を彫る手間を減らそうとしたのか、意図的に字体を変えている可能性がある。例えば、台詞を話すときに用いられる文字は、文繁本では「道」を用いるが、それを「曰」に統一するといったように、版本の継承とは関係なく文字を変えている場合がある。その為、意味として大きな違いのない異体字は、文繁本と文簡本の関係を見るには根拠が薄いと判断し、今回は異同の例には数えないこととする。³³

以上を踏まえて文字の異同の比較を行った結果、石渠閣補刻本と評林本が一致した例は百六十一例あり、容与堂本と評林本が一致した例は四十一例あった。ここから、単純に見ても石渠閣補刻本と評林本の方が本文の一致度が高いことがわかる。つまり、文簡本と文繁本の比較研究を行うにあたり、従来は文繁本側の基準として容与堂本が用いられてきたが、今後の研究において、少なくとも評林本については、石渠閣補刻本を文繁本側の基準として用いる方がより正確かつ有効なのではないか。

また、石渠閣補刻本の補刻葉を含まずに原刻葉のみと容与堂本、評林本で異同を見たところ、石渠閣補刻本と評林本が一致する例は百八例、容与堂本と評林本が一致する例は十三例あった。石渠閣補刻本は補刻の多い版本であるため、評林本が一致する部分が補刻葉に限っていた場合、石渠閣補刻本と評林本の本来の関係が近いとは論じられない。しかし、右の結果は石渠閣補刻本の原刻と補刻を区別せずに、テキスト全体を比較した結果と、大きな違いが無いということを示しているだろう。つまり、テキスト全体を比較した場合と、原刻葉に絞って比較した場合の、いずれにおいても評林本は容与堂本よりも石渠閣補刻本により近い関係性を持っていると同時に、容与堂本とも少しだけ一致する例があるということである。小松氏は、石渠閣補刻本の補刻葉の多くが、原刻に近い形で補刻されていることを論じているが、³⁵本稿においても補刻葉と原刻

葉が大差ないと言える。

四 石渠閣補刻本と評林本の関係

本項では、評林本がもついた文繁本はどのような版本であったかを考察する。より確実な検討を行うために補刻葉ではなく原刻葉から、石渠閣補刻本の本文と評林本の特徴を見ていく。

第三回

石 前官蔡你做箇軍中副牌。量你這般武藝、如何南征北討、怎生做的正請受的副牌。

教楊志替此人職役

容 前官蔡你做箇軍中副牌。

教楊志替此人職役

評

這般武藝、如何南征北討、

交楊志替此人職役

第四一回

石 夢澤彭蠡澤隣接着洞庭湖古人有詩為証

容 夢澤 鄰接着洞庭湖古人有詩為証

評 夢駟彭蠡駟 洞庭湖古 詩為証

小松氏によると、上記の例において容与堂本が石渠閣補刻本よりも文字数が少ないのは、容与堂本が「副牌」という文字

の間で同詞脱文を行ったからであり、ここから石渠閣補刻本の本文が容与堂本よりも古い内容を残す一例となることを述べている。³⁶この例に評林本を加えると、石渠閣補刻本と同様の文章を残していることがわかる。つまり、評林本のテキストが参考にした文纂本は容与堂本ではないことは明確であり（文簡本が容与堂本と直接的関係を持たないことは既に論じられてきたことではあるが）、³⁷それと同時に、石渠閣補刻本により近い関係を持つことが示される。また、石渠閣補刻本の視点から見ても、この「量你這般武藝、如何南征北討、怎生做的正請受的副牌。」という一文が、評林本が刊行された一五九四年よりも古い一文であることから、石渠閣補刻本が一五九四年以前の本文を持つことが言える。また、第四一回の例も同様に、「澤」で同詞脱文が成された例であり、同詞脱文の例が一つに留まらないことを示している。

第七九回

石 高太尉被 赶得慌飛遶濟州

容 高大尉被追赶得慌飛遶濟州

評 太尉被 赶得慌飛遶濟州

一方、第七九回の例は同詞脱文ではないが、容与堂本の方が「追」という一文を追加しており、そのような場合に評林本が同じように文字を多く持つ例は見られなかった。つまり、容与堂本が石渠閣補刻本よりも多く文字を有している場合に、石渠閣補刻本が、もとにするテキストから文字を減らしたというよりは、容与堂本が独自で文字を足したと考えられる。

第二〇回

石 再三拜上大恩人得蒙救了性命

容 再三拝道這恩人得蒙救了性命
評 再三拜上大恩人得蒙救了性命

第二〇回の例は、石渠閣補刻本と評林本が一致している例である。それだけでなく、小松氏によれば石渠閣補刻本・無窮会蔵本・遺香堂本・百二十回本・金聖歎本に共通する文字であり、他の版本と比べても容与堂本と評林本の関係性が薄いことを示している。³⁸

五 容与堂本と評林本の関係

石渠閣補刻本の原刻葉³⁹と、容与堂本、評林本の三者の文字の異同を見ると、石渠閣補刻本と評林本が一致する例は百八例、容与堂本と評林本が一致する例は十三例であつた。容与堂本と評林本的一致例はそれほど多くないので、全十三例を列挙する。

第四回

石 僻浄處
容 僻靜處
評 僻靜處

第一一回

石 方圓有百餘里
容 方圓八百餘里
評 方圓八百餘里

第一七回

石 又引着三兩箇莊客各擎桿棒飛也似都來。

容 又引着兩三個莊客各拿桿棒飛也似都來。

評 又引着兩三個莊客各擎桿棒 趕來。

第二七回

石 武松道也把三二十箇來做點心

容 武松道也把三二十箇來做點心

評 武松曰也把三二十箇來 點心

第三四回

石 量花榮如何肯反背朝廷

容 量花榮如何肯反背朝廷

評 敢何 背反朝廷

第三五回

石 黃信便叫寨兵 放下吊橋大開寨門

容 黃信便叫寨兵 放下吊橋大開柵門

評 黃信便交 開柵門放下吊橋

第三八回

石 李達慌忙跑出城外小張乙賭房裡來

容 李達慌忙跑出城外小張一賭房裡來

評 小張一賭房

第四五回

石 請父親出來商量

容 請父親出來商議

評 商議

第四九回

石 解珍解寶們道舅舅夜來所言的事如何

容 解珍解寶問道舅舅夜來所言的事如何

評 解珍解寶問曰舅乚夜來所言的事如何

第六九回

石 只有四十里路地 安山鎮扎駐軍馬

容 只有四十里路地 安山鎮扎住軍馬

評 四十里 地名安山鎮扎住

第七一回

石 四遠激請得道高士

容 四邊激請得道高士

評 四邊去請得道士

第九五回

石 此事衆將人等都雜有稍公衣服脫來水手人内

容 此時衆將人等都雜有稍公衣服脫來水手人内

評 此時衆將 都雜 稍公 水手 内

第九六回

石 即時設燕晉待天使

容 即時設宴晉待天使

評 宋江即 設宴晉待天使

第四九回「解珍解寶們道舅舅夜來所言的事如何」の例は、小松氏が論じる通り石渠閣補刻本のミスであり、容与堂本のように「解珍解寶問道」とするのが良い。⁴⁰これについて評林本を見ると、石渠閣補刻本のミスを継承していないことがわかる。仮にミスを継承するのであれば評林本が石渠閣補刻本を直接依拠したことが確実になるが、そのような断定はできないということを示している。一方で、容与堂本とは文字が一致していることから見るに、評林本の文字が独自で修正されたも

のであるというよりは、別のテキストを参考にしてつくられたものであるという可能性が高い。

また、容与堂本と評林本が一致する例に「二三十」と「三二十」の違いといった、数字の順序に関わる異同例が見られる。これらを見ると、容与堂本と評林本が一致しているように思われる。しかし、評林本の表記は乱れが多く、文繁本の異同に関係なく数字の順序が入れ替わっている場合が度々ある。例えば、次のような例である。

容与堂本・石渠閣補刻本第二九回、評林本卷之六第二八回

石* 山東河北客商們都來那里做買賣有百十處大客店三二十處賭坊兌坊。

容 山東河北客商們都來那里做買賣有百十處大客店三二十處賭坊兌坊。

評 客商 來 做買賣有百十處大客店三二十處賭坊。

石渠閣補刻本も容与堂本も、いずれも「三二十」であるにも関わらず、評林本では「二三十」となっている。ここから見るに、評林本をはじめとする文簡本が、文繁本のテキストに依拠せず独自に数字の順序を変えている可能性があり、数字の入れ替えによる異同が文繁本の本文にもとづいた経緯に拠るものかどうかは判断しがたい。また、評林本は「三二十」や「三兩」とするよりも、「二三十」や「兩三」といったように、数の小さいものから順に表記する傾向があるともいえる。ここから、容与堂本と評林本が一致しているとはいえず、数字の順序が入れ替わる異同については、文繁本と文簡本の一致としてはあまり確実な根拠を持たない。

それ以外にも、「僻浄處」と「僻靜處」の違いや、「反背」と「背反」の違いなど、その実態をより詳細に見れば、異同なのか評林本独自の改変なのか判断しづらい点が多い。評林本は、例を見る限りでは石渠閣補刻本が持つ本文を直接見たとは断定できない。しかし一方で、本稿第三項で石渠閣補刻本全体と評林本の一一致が百六十一例、容与堂本と評林本の一一致が四十一例であるという結果が出たが、「僻浄處」と「僻靜處」や「反背」と「背反」など、判定の基準によっては容与堂本と

評林本の一致例と言いいくいものもある。ここから、容与堂本と評林本の一致は四十一例よりも少なく、石渠閣補刻本と評林本が本稿の結果よりもさらに近い関係を持つとも考えられる。

六 評林本がもとづいた版本の考察

これまで本稿の検証によつて、石渠閣補刻本・容与堂本・評林本の三者の關係性を見た。そこでは、評林本が石渠閣補刻本と近い關係を持つて一方で、石渠閣補刻本とだけ完全に一致するわけではなく、容与堂本ともある程度的一致が見られた。また、石渠閣補刻本のミスをそのまま残す様子も見られないことから、評林本の本文は石渠閣補刻本に直接依拠したものであるとも言切れない。では、評林本系統の文簡本がもとづいた版本とはどのようなものだったのだろうか。本稿では石渠閣補刻本と容与堂本のみを比較対象としていることから、石渠閣補刻本と容与堂本の中間的な文繁本があったと考えることが一番簡単な結論である。しかし、そのように考えた場合に、いくつかの問題がある。一つ目に、体裁の問題である。評林本は二十五巻本であり、一方の石渠閣補刻本と容与堂本は百卷百回本である。文繁本は百卷百回本のほかに、二十卷百回本の体裁が存在することが言われており、白木氏は、巻と回の役割が明確に機能していることを考えると二十卷百回本が古くて百卷百回本が新しいものであろうことを指摘する。そして荒木氏は、評林本は田虎と王慶の説話を差し込んでいる為二十巻には収まらないが、二十五巻本であることから見るに、参考にしていた文繁本も二十卷百回本系統であったであろうことを述べる。⁴²この点を踏まえると、評林本が二十卷百回本をもとにしていた場合に、百卷百回本である石渠閣補刻本と容与堂本の間に評林本がもとづいた版本が入り込むとは考えにくい。少なくとも体裁の観点から見れば、評林本がもとづいた版本というのは石渠閣補刻本よりも古い形の文繁本だったのではないかと考えられる。そしてその場合、二つ目の問題になるが、嘉靖本と評林本の本文はどのような關係があるかという点を考える必要がある。嘉靖本とは、第四七から第四九回、第五一から第五五回のみを残した文繁本であり、第五一回にのみ「忠義水滸伝卷之十一」と巻頭題が付されている。残存する部分が少ないため、百卷百回本か二十卷百回本かについては断定することは出来ないようだが、第五一回が第十一卷

冒頭であることを考えると、二十巻百回本であろうと推察される。⁴³ 嘉靖本と評林本の関係について、荒木氏が、石渠閣補刻本が研究者によって見出される以前に嘉靖本・容与堂本・評林本の三者で比較を行っている。⁴⁴ ここでは、容与堂本と評林本の方が嘉靖本に比べて文字の一致度が高いが、嘉靖本のみが評林本と一致する例も見られることから、嘉靖本と容与堂本の祖本について考察している。その中でも、評林本がもとづいた版本とも関わりのある論点については、「嘉靖本、容與堂本以前に存在し、兩者の底本となった本である。兩者は祖本の文章に意圖的な改變を加えることなく、そのまま書き寫すことで成立した。また、文簡本の底本ともなった。」という点と、「二十巻百回本であった。」という点が挙げられよう。この荒木氏の論について、本稿にてさらに石渠閣補刻本を比較に加えた場合に、もしも評林本と嘉靖本のみが一致する例というものが無ければ、石渠閣補刻本と容与堂本の間に評林本がもとづいた版本があるといえる。しかし、荒木氏が提示した例に石渠閣補刻本を加えた場合にも、依然として嘉靖本のみが一致する本文は存在しており、ここではその一例を挙げる。

嘉靖本・石渠閣補刻本・容与堂本第四七回、評林本卷之十

嘉 不想遇得賢弟

石 不想遇見賢弟

容 不想遇見賢弟

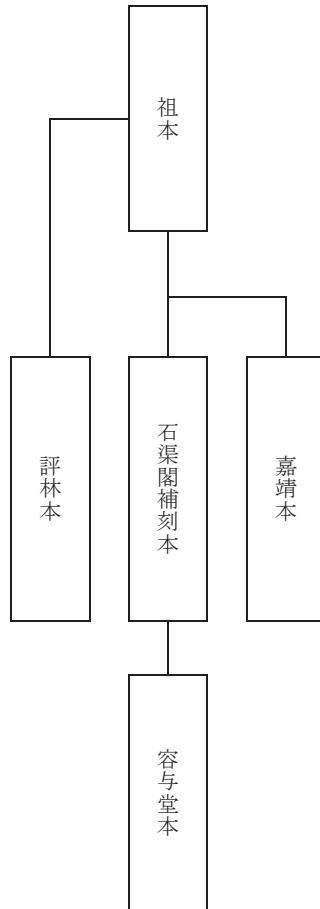
評 不想遇得賢弟

ここから、評林本の本文は嘉靖本・容与堂本・石渠閣補刻本のいずれにもそれぞれ一致する例があることになり、評林本が三者それぞれとある程度の関係性を持っている、ということを示している。つまり、評林本が底本とした版本というのは、荒木氏が指摘する「嘉靖本と容与堂本の祖本」であると同時に、石渠閣補刻本の祖本であると言える。さらに言うところ、嘉靖本・石渠閣補刻本・容与堂本の三者にそれぞれ評林本の本文と一致する例があるということは、評林本と文繁本が一致

する部分は祖本の様相を映し出しているとも考えられるのではないか。そして、そのような評林本と最も近い関係性を持つ石渠閣補刻本は、文繁本の中で最も祖本の形に近い本文を残す文繁本であることを意味するのではないかと考えられる。本稿第四項で、石渠閣補刻本が評林本の刊行年代である一五九四年よりも古い本文を持つことを論じているが、さらに言う

と、石渠閣補刻本は祖本に最も近い本文を持っているといえる。

以下は、ここまでの考察を踏まえて、本稿著者がテキストの関係性を表に示したものである。



七 結語

本稿では石渠閣補刻本、容与堂本、評林本の三者の関係を見たところ、石渠閣補刻本と評林本の本文がより一致度が高く、全体として近い関係にあることがわかった。ここから、文簡本と文繁本の比較研究においてしばしば容与堂本が使用されてきたが、新たに石渠閣補刻本を比較版本として使用する意義があるといえる。そして、嘉靖本、石渠閣補刻本、容与堂本にそれぞれ評林本と一致する部分があることから、評林本がもとづく祖本というのは、嘉靖本、石渠閣補刻本、容与堂本の祖本と同

様の存在であると考えられる。

また、先行研究で石渠閣補刻本そのものの刊行時期についても従来序文や本文をもとに論じられてきており、容与堂本よりも古い内容を残すことが指摘されてはいる。しかし、本稿の検証によって石渠閣補刻本は評林本の刊行年代である一五九四年よりも前の本文を残していること、くわえて、石渠閣補刻本が文繁本の中で最も祖本に近い本文を持つ版本である可能性が高いことが言えるのではないか。

しかし、嘉靖本については、本稿では先行研究をもとにした考察しか行っており、より正確な関係性を見るには本文を広範囲に参照したより具体的かつ全面的な調査が求められる。

注

- 1 胡応麟『少室山房筆叢』（上海書店出版社、二〇〇一年、巻四一、辛部、莊獄委談下、四三七頁）
- 2 傅隆基「从『評林本』看『水滸』簡本与繁本的关系」（張国光主編『水滸争鳴』第五集、武漢大学出版社、一九八七年八月、八六頁）
- 3 氏岡真士「『水滸伝』と余象斗」（『人文科学論集文化コミュニケーション学科編』第三八号、信州大学人文学部、二〇〇四年三月、一三三—一五二頁）
- 4 鄧雷「簡本『水滸伝』版本研究」（福建師範大学、全日制学位研究博士学位論文、二〇一七年、三九九頁）
- 5 小松謙「水滸伝と金瓶梅の研究」（汲古書院、二〇二〇年一月、第一章「水滸伝」諸本考」、一「水滸伝」本文校勘作業の意義」、二七頁）
- 6 鄧雷氏は注4前掲論文、四〇三頁にて、天一出版社の書名には誤りがあり、「志」の字を入れた『京本増補校正全像忠義水滸志伝評林』が正しいことを指摘する。原文二、按…此书名有误，当为《京本增补校正全像忠义水滸志传评林》。
- 7 鄧雷「『水滸伝』版本知見録」（鳳凰出版社、二〇一七年、二五〇頁）原文二、第三十回後，此本依舊有二十回存在回数，至第十

二巻最後一回截止、乃是出自後世某位収蔵者之手、所標回数既有跳號、又有重出。」

白木直也氏は「巴黎本水滸全伝の研究」(『水滸伝諸本の研究』著者自印、一九六五年一月、三)「比較の示す異同の受けとりかた」、九二頁)にて、評林本と挿増本が、同一系統に属する刊本であり、評林本が挿増本に即して校正を加えたともて支障が無いことを論じる。(尚、白木氏が論じる「巴黎本」とは、『新刊京本全像挿増田虎王慶忠義水滸全伝』と題されるテキストで挿増本とも称されるものの一つで、パリ国家図書館に所蔵されるものである。)

小川環樹氏は『二刻英雄譜(三)』(京都大学漢籍善本叢書、一九八〇年、五頁)の「解説」にて、英雄譜本版本の一つである京都本が評林本と近い文章を持つことを述べる。

氏岡真士氏は注三前掲論文にて、劉興我本と評林本の関係を考察する。評林本より以前の、現存しない「余象斗本」の存在を考えたうえで、評林本はその「余象斗本」から新たに描写を調整したテキストであり、劉興我本は「余象斗本」の内容を残すテキストである、という見解を述べる。

小松謙氏は注5前掲書(第二章「水滸伝」石渠閣補刻本本文の研究)にて、石渠閣補刻本と容与堂本の本文を比較することによって石渠閣補刻本の刊行時期を考察し、石渠閣補刻本が容与堂本よりも古い内容を残していることを論じている。以上を踏まえて本稿における石渠閣補刻本は、刊行年代は明らかでは無いが容与堂本よりも古い内容を残す版本と推定して扱う。

上原究一、荒木達雄「石渠閣補刻本『忠義水滸伝』の補刻の様相について」(『中国文学報』第九一号、京都大学文学部中国語学中国文学研究室、二〇一八年一〇月、五八一—一頁)第二回までの葉が享保十三年林九兵衛和刻本『李卓吾先生批點忠義水滸伝』と同版であることを述べている。なお、デジタルアーカイブでは第二回までの葉は公開されていない。

石渠閣補刻本は、平田氏蔵本と中国国家図書館蔵本の二つの版本が現在確認されているが、いずれを使用するかについては一長一短がある。どちらが古い版本かについての考察は、上原究一氏、荒木達雄氏注12前掲論文に詳しく述べられている。そこで上原氏と荒木氏は、二つの版本は同版であると認められるが、版本の消耗度合いや補刻の状態を見るに、平田氏蔵本の方が早く刷られたものであると述べる。さらに同論文にて上原氏と荒木氏は、平田氏蔵本と中国国家図書館蔵本を比較すると巻之十五第一・二葉と巻之八二第十三葉の計三葉が異版であり、平田氏蔵本の方が原則と思われる内容を残していると論じている。一方で平田氏蔵本は第二回までが欠けており、欠葉は一部とはいえ全文を確認することができるわけではない。本稿ではより古い葉を残すことを重視し、平田氏蔵本を取り扱う。

注5前掲書(第二章「水滸伝」石渠閣補刻本本文の研究)

高島俊男氏は『水滸伝の世界』（大修館書店、一九九一年、十三「一番良いテキスト」）にて、現存する容与堂本の中で、中国図家図書館（高島氏著書内では北京図書館と呼ぶ）に所蔵される北京B本すなわち上海人民出版社が影印したものが最も原刻本に近いように思われることを述べており、本稿ではこれに依拠する。

従来は文簡本を増補して文繁本が成立したとする説も有力であった。例えば、大内田三郎氏は『水滸伝』版本考——再び繁本と簡本の関係について——（『伊藤漱平教授退官記念 中国文学論集』汲古書院、一九八六年三月、五三三—五五〇頁）にて、文簡本と文繁本のどちらが先行する版本であるかという問題に対し「従来、この問題については、三つの見解が存在する。第一は、魯迅（中国小説史略）をはじめ簡本は繁本に先行する版本とする説。第二は、胡応麟（少室山房筆叢）、孫楷第（日本東京所見中国小説書目）が主張する簡本は繁本の刪節本とする説。第三は、嚴敦易（水滸傳的演變）の両者は成書過程で無関係とする説。この三つの説の中で、現在は、魯迅と同じ見解をとる研究者が最も多く、その代表的な研究者が聶紺弩氏である。」とまとめている。現在では、例えば石川就彦氏は『水滸伝』文簡本の泣き描写（『藝文研究』第一一八号、慶應義塾大学文学会、二〇二〇年六月、四一—五八頁）にて、「文簡本は文繁本のテキストを削って成立したものとされており、それらのテキストの調査により、版本の發展状況を垣間見ることが可能である。」という前提の下で、文簡本における泣き描写からみる『水滸伝』の展開を論じる。

注3 前掲論文、注8 前掲論文、注9 前掲書

「水滸弁」原文…「水滸一書、坊間梓者紛紛、偏像者十餘副、全像者止一家。前像板字中差訛、其板蒙旧、惟三槐堂一副、省詩去詞、不便觀誦。今雙峰堂余子、改正增評、有不便覽者芟之、有漏者刪之内、有失韻詩詞、欲削去恐觀者言其省漏、皆記上層。前廿餘卷一畫一句、並無差錯、士子買者、可認雙峰堂為記。」

涂秀虹「『水滸志伝評林』版本価値論——以容与堂本為参照」（『明清小説研究』第二期、二〇一四年五月、八六—一〇一頁）また、これについて白木直也氏が涂秀虹氏より以前に注8 前掲論文（四「挿増田虎王慶」の意義）、一二三頁）で論じたものがあり、そこでは評林本よりも刊行年代が古いとされる『新刊京本全像挿増田虎王慶忠義水滸全伝』（以下、挿増本）を引き合いに出して論じる。白木氏によると、挿増本が「挿増田虎王慶」や「全伝」と題するのは、田虎王慶故事の無い文繁本界隈を対抗相手にしていたからであり、評林本が「増補」と題するのは、時間経過により文簡本が隆盛したことによって、対抗相手が文繁本から、その他書肆の出版する文簡本へと変化したからであらうと指摘する。

井上進『明清學術變遷史——出版と伝統學術の臨界点』（平凡社、二〇一一年、第一章「文化の雅と俗」、二「明代坊刻本」、三四頁）

これについて白木直也氏は注8前掲論文(一「巴黎本・京本について」,一一頁)にて、「京本は、たしかに詩詞の措置について三槐堂本の強い影響を受けている。踏襲はしていないが参考にはしている。」と指摘し、詩詞の措置に関しては三槐堂本の影響を受けているであろうことを述べる。

例えば、阿部兼也『京本忠義伝』(水滸残葉頁二葉)の性格(『集刊東洋学』第六二号、東北大学中国文史哲研究会、一九八九年一月、一四三―一四八頁)では評林本と京本忠義伝の関係性についてみる際に文繁本テキストとして容与堂本を使用している。

小松謙氏は注5前掲書(第一章「水滸伝」諸本考、一「水滸伝」本文校勘作業の意義、二三頁)にて、中国国家図書館蔵本には日付の明記はされないが、同版の内閣文庫所蔵本に付されている序を信頼した場合に一九一〇年頃の刊行であろうと考えられてきたことを述べる。

注15前掲書(十三「一番いいテキスト」)

氏岡真士氏は注3前掲論文にて、阿部兼也氏注22前掲論文と佐藤晴彦氏「『水滸伝』嘉靖残巻について」(『神戸外大論叢』第四二巻、第三号、一九九一年九月、二三―四七頁)を引用し、容与堂本が嘉靖年間のテキストと大差ないことが既に指摘されていることを述べる。そのうえで、文簡本と文繁本の比較を行うにあたって「より古いテキストに対応部分が見出せない現時点では、容与堂本に百回本を代表させて大過あるまい」とする。

小松謙「日本伝存の石渠閣補刻本『忠義水滸伝』発見の経緯」(『中国文学報』第九一冊、京都大学、二〇一八年一〇月)注12前掲論文

呉曉鈴「漫談天都外臣序本『忠義水滸伝』」(『呉曉鈴集』第一巻、河北教育出版社、二〇〇六年一月)鄧雷「『水滸伝』天都外臣序言考弁」(『臨沂大学学报』第三七巻、第一期、二〇一五年二月、一二〇頁)「最終、可以得出所作

《叙》的年份可能是隆庆三年己巳(一五六九)、万历三年乙亥(一五七五)、万历七年己卯(一五七九)、万历十三年乙酉(一五八五)以及万历十七年己丑(一五八九)这五个。但是考虑到马幼垣先生所说的写序之时增插简本已经流行,所以最可能的年份还是

最晚的万历十七年己丑(一五八九)。」

小松謙氏は注5前掲書(第二章「水滸伝」石渠閣補刻本文の研究、二「石渠閣補刻本の性格」)において、従来の指摘として、聶紺弩氏や高島氏が石渠閣補刻本(中国国家図書館蔵本)の序文の一節は周亮工『書影』や全伝本(文繁百二十回本)『発凡』の貼り合わせであると指摘し、その場合に石渠閣補刻本は『書影』序文の日付にある康熙六年以降のものであると考えられる説があることを引用する。しかし、そのうえで小松氏は、石渠閣補刻本の序文の一節が周亮工『書影』や全伝本(文繁百二十

回本)『発凡』の貼り合わせであった場合に不自然な点が見られることを指摘し、石渠閣補刻本の序文の方が先行するものであると述べる。

注5 前掲書(第二章「水滸伝」石渠閣補刻本本文の研究)

注12 前掲論文

以下に挙げるものは全てではないが、「来と來、画と畫」の違いのほかに、「地と的、折と拆、却と恰、跟と根、掉と棹、於と于、房と坊、寒と冽」などの字による異同は、石渠閣補刻本、容与堂本、評林本それぞれの版本間の異同を見た際に各テキスト特有の字体である可能性があり評林本の表記の厳密さを担保できないことから、今回は省いている。

注12 前掲論文

注5 前掲書(第二章「水滸伝」石渠閣補刻本本文の研究)、三「石渠閣補刻本の補刻部分」

注5 前掲書(第二章「水滸伝」石渠閣補刻本本文の研究)、四「石渠閣補刻本の本文」、一二六頁)

注3 前掲論文

小松謙『詳注全訳水滸伝(三)』(汲古書院、二〇一三年、二五三頁)

補刻葉と原刻葉の分類は、注12 前掲論文に準ずる。

注5 前掲書(第二章「水滸伝」石渠閣補刻本本文の研究)、四「石渠閣補刻本の本文」、一二八頁)

荒木達雄「嘉靖本」「水滸伝」と初期の「水滸伝」文繁本系統」(『日本中国学会報』第六四集、日本中国学会、二〇一二年一〇月)

白木直也氏注8 前掲論文(三「挿増田虎王慶」の意義、一〇九頁)、荒木達雄氏注41 前掲論文

嘉靖本は現在中国国家図書館のデジタルアーカイブで閲覧することが出来る。(http://read.nlc.cn/allSearch/searchDetail?searchType

=all&showType=1&indexName=data_892&fid=11999021372 最終閲覧日二〇一四年九月二〇日)。嘉靖本に関する体裁の情報に

いては荒木達雄氏注41 前掲論文に基づいている。尚、「嘉靖本」という呼称について、荒木氏は、大内田三郎『水滸伝』版本考

―容与堂本について(二)―(『人文研究』第四五巻、大阪市立大学文学会、第五冊、一九九三年二月)の、字句が嘉靖から隆

慶年間の書体で刻字されているという指摘や、佐藤晴彦「国家図書館蔵『水滸伝』残巻について―嘉靖本か?」(『日本中国

学会報』第五七集、日本中国学会、二〇〇五年一〇月)の、異体字が嘉靖年間の出版物に使用されるものと共通しているという

指摘を挙げ、当該テキストを「嘉靖本」と称して差し支えないと判断しており、本稿においてもそれに依拠する。

注41 前掲論文